

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 5 号
件 名	私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の提出について
要旨	<p>県内の高校に通う高校生は2007年5月1日現在、全体で6万9,865人、そのうち私立高校生は1万2,457人(18%)を占めています。この数が示すとおり、高校教育は私立と公立の両輪によって成り立っています。</p> <p>御承知のように私立高校は、教育基本法を初め学校教育法、私立学校法によって公教育として位置づけられ、私立学校振興助成法により「教育条件の維持向上、学費負担の軽減」を目的として、私立高校に対する助成が国・県行政によって進められてきました。</p> <p>しかし、私立高校は公教育とされながらも国、県からの公費は公立の約3分の1にしかならず不十分な状況です。そのため本県の場合、学費は公立の4倍を超え、専任教員の数も公立基準の約8割にとどまっております。学費や教育条件において公私間に大きな格差が生じています。特に、学費の格差は生徒とその保護者に深刻な影響を及ぼし、私立高校で学びたいと願っても学費が障害となって断念せざるを得なかったり、入学しても学費を払い続けることが困難になるなど、生徒の学習権を侵害する事態にもなっています。</p> <p>以上のことから、公教育である公立、私立の両高校がともに高校教育の発展に寄与できるよう、また生徒が公立でも私立でも自由に学校を選択できるよう、学費と教育条件の公私格差是正を図るため、私立高校への公費(私学助成)拡充が強く求められます。</p> <p>つきましては、地方自治法第99条の規定により、「私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書」を国及び県の関係機関に対し提出していただきたく陳情します。</p>
付託 年月日 委員会	平成19年 9月12日 市民厚生常任委員会
受 理	平成19年 8月22日 第962号